

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算にかかる掲示について

当院ではマイナンバーカードの健康保険証利用状況を鑑み、
令和 7 年 4 月より医療 DX 推進体制整備加算を算定する運びとなりました

当院はオンライン資格確認において以下の体制整備を行っています

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しております
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です
(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけ・ポスター掲示を行っています
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しております

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記のとおり診療報酬を算定致します

〔医療情報取得加算〕

初診	医療情報取得加算	1 点
再診	医療情報取得加算 (3 ヶ月に 1 回)	1 点

〔医療 DX 推進体制整備加算〕

初診	医療 DX 推進体制整備加算 5 (月 1 回)	9 点
----	--------------------------	-----

(マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動するため、
請求点数が変わる可能性があります)

医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解とご協力のほど何卒
よろしくお願ひ申し上げます

令和 8 年 1 月

こやの整形外科内科